事　務　連　絡
令和７年１月２４日

(別紙)関係各機関

総合政策局バリアフリー政策課

政府が主催・後援する行事等への男女共同参画の視点の反映について（周知）

政府が主催又は後援するシンポジウムや各種行事については、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」(令和３年６月１６日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)（以下「重点方針」という。）において、「登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めることとする。」とされており、各府省が重点方針に沿って取り組む必要があるところです。

しかしながら、国土交通省が主催するシンポジウム等の中には、登壇者や発言者等に女性が含まれていないものも見られるところです。

ジェンダー平等に関する社会全体の機運を醸成することは、国土交通省においても重要な政策課題となっています。

各局等におかれましては、シンポジウム等を主催する際は、重点方針の趣旨を踏まえ、登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めていただくよう、改めてお願いします。

その際は、例えば、関係団体等に対して登壇者や発言者等の出席又は候補者の推薦・紹介を求める場合に、関係団体等の判断に委ねるだけでなく、登壇者や発言者等の性別に全体として偏りがないものとなるよう、シンポジウム等の主催者として、関係団体等に女性の出席や女性候補の推薦・紹介を求めるなどの積極的な対応に努めていただくようお願いします。

また、国土交通省が後援する行事等についても、令和３年度に後援等名義に関する規定を改正し、名義使用の許可基準に、「行事等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているもの」を追加しているところ、各主催者等に対し、国土交通省が主催するシンポジウム等と同様に積極的な対応を求めていただくようお願いします。

（参考 1)「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」(令和３年６月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)（抄）

Ⅲ　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（５）ジェンダー平等に関する社会全体の機運の醸成

○ 政府が主催・後援する行事等への男女共同参画の視点の反映

政府が主催又は後援するシンポジウムや各種行事において、登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めることとする。その際、各府省において、後援等名義に関する規程等に明記するとともに、地方公共団体に対して、各地方公共団体が主催・後援する行事等への男女共同参画の視点の反映について要請を行う。【各府省】

（参考２）行事等に関する国土交通省名義の使用許可等取扱要領（抄）

（名義使用の許可基準）

第２ 行事等に関する後援、協賛、監修等の国土交通省名義の使用は、行事等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、許可するものとする。

八　行事等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているもの

（指導・監督）

第７ 主務課等は、国土交通省名義の使用の許可及び国土交通大臣賞等の交付の後においても、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行わないよう指導・監督するものとする。

(別紙)

- 本省内部部局
 - 大臣官房
 - 各局
 - 政策統括官
 - 国際統括官
- 施設等機関
 - 国土交通政策研究所
 - 国土技術政策総合研究所
 - 国土交通大学校
 - 航空保安大学校
- 特別の機関
 - 国土地理院
 - 小笠原総合事務所
 - 海難審判所
- 地方支分部局
 - 地方整備局
 - 北海道開発局
 - 地方運輸局
 - 地方航空局
 - 航空交通管制部
- 外局
 - 観光庁
 - 気象庁
 - 運輸安全委員会
 - 海上保安庁